

諮問番号：令和4年度 諮問第8号

答申番号：令和5年度 答申第2号

## 答 申 書

### 第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の(1)から(3)までのとおり、令和4年6月6日付け下水道使用料（以下「使用料」という。）の減額（免除）申請に対する不相当決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めている。

(1) 請求人は、生活困窮のため家賃や光熱水費に未納があり、令和4年4月に生活保護の申請を行ったが、生活保護費が支給されたとしても、未納となっている費用を支払えば最低生活を大幅に下回ることとなり、生活が窮乏することとなる。

(2) 下水道料金については、札幌市下水道条例（昭和34年条例第4号。以下「下水道条例」という。）第17条において、「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる」と規定されているところ、下水道使用料に係る減額又は免除の取扱要領（平成5年3月31日付け下水道局長決裁。以下「要領」という。）で規定しているのは、定山溪温泉浴場水の減額及び融雪機器に使用する融雪用水の免除の2項目だけであり、特別の理由が適用された例としては、平成30年北海道胆振東部地震の被害者に対してのみとなっている。

(3) 要領は、下水道条例の趣旨を極めて狭め、市長の裁量を不当に制限していると考えざるを得ず、このような要領を根拠とした処分は取り消されなければならない。

#### 2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

本件処分は、下水道条例第17条に規定する「公益上その他特別の理由」に該当

するかどうかを公平性や公益性等の観点から審査したものである。

また、要領は下水道条例の趣旨に反しておらず、下水道条例の趣旨を狭め、市長の裁量を不当に制限しているとする請求人の指摘は当たらず、本件処分を取り消さなければならないものとは考えていない。

### 第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

#### 1 審理員意見書の要旨

##### (1) 事案の概要

ア 令和4年4月28日、請求人は、処分庁に対し、生活困窮を理由として使用料に係る減免の申請を行った。

なお、当該申請に係る申請書は「水道料金減免申請書」と題しており、札幌市水道局に対し提出されたものであるが、同年5月23日に、請求人の代理人から使用料の減額（免除）申請書として取り扱ってほしい旨の申出があり、処分庁において使用料の減額（免除）申請書として取り扱うこととしたものである。

イ 令和4年6月6日、処分庁は、上記アの申請について審査した結果、使用料を減免することを不相当と認め、本件処分を行った。

ウ 令和4年9月9日、請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

##### (2) 判断

請求人が主張する生活困窮者に対する使用料の減免は、実際に使用した分の使用料についての減免であることから、公共下水道を使用する者（以下「使用者」という。）から使用料を徴収するという受益者負担の原則に合致するとは認められないものであることを踏まえると、生活困窮を減免事由に認めないとする処分庁の判断に少なくとも違法又は不当な点は認められない。

また、使用料に係る減免は、下水道条例第17条の規定に基づくものであり、要領は、下水道条例の規定を受けてその細目を定めたものに過ぎないことから、「要綱を根拠とした処分」とする請求人の主張は失当である。

#### 2 審理員審理の経過（日付は、令和4年又は令和5年）

10月4日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
-------	---

1 1 月 2 日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
1 2 月 2 6 日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
1 月 4 日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

#### 第 4 裁決書案の要旨

前記第 3 の 1 (2) と同旨である。

#### 第 5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和 5 年）

3 月 1 0 日	審査庁が、本審査会に諮問
5 月 2 3 日	第 1 回調査審議（令和 5 年度第 1 回札幌市行政不服審査会）

#### 第 6 本審査会の判断の理由

##### 1 使用料の減免の法的根拠について

公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとしてされているところ（下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 3 条第 1 項）、公共下水道管理者（同法第 4 条第 1 項の「公共下水道管理者」をいう。以下同じ。）は、条例で定めるところにより、使用者から使用料を徴収することができる（同法第 2 0 条第 1 項）。これを受けて、下水道条例第 1 2 条第 1 項において「使用者は、使用料を納入しなければならない」と規定され、同条第 2 項において使用料の額が規定されている。

また、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる（下水道条例第 1 7 条）、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額（免除）申請書を市長に提出しなければならないとされており（札幌市下水道条例施行規則（昭和 3 4 年規則第 2 1 号）第 2 0 条第 1 項）、市長は、同項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、使用料の減額又は免除を決定した者には使用料減額（免除）決定通知書により、減額し、又は免除することを不相当と認めた者には使用料減額（免除）審査結果通知書により、それぞれ通知するものとしてされている（同条第 2 項）。

##### 2 請求人の主張について

(1) 上記第2の1(1)に関連する主張について

請求人は、上記第2の1(1)のとおり、生活保護費が支給されたとしても、未納となっている費用を支払えば最低生活を大幅に下回ることとなり、生活が窮乏することとなると主張する。

加えて、「水道料金減免申請書」において「今後の水道料金についても減免の申請をいたします」との記載があることからすると、請求人は、生活保護世帯であることをもって使用料の全部又は一部の減免を求めていることも認められる。

しかしながら、請求人の主張は、請求人個人の事情による生活の窮乏に際して請求人の経済的負担の軽減を求めるものであることから、請求人の使用料の全部又は一部を減免することについて下水道条例第17条に規定する公益上の理由に該当するものとは認められない。また、本件処分に係る使用料減額（免除）審査結果通知書における「生活困窮の方で、下水道使用料の未納が発生した場合は、随時、その未納分の下水道使用料の分割納付を含めた納付相談に応じるなど、相談者それぞれの事情を考慮した対応をしてきているところでありますので、御相談いただくようご案内申し上げます」との記載のとおり、処分庁においては、生活困窮者に対し、未納分の使用料の分割納付に応じるなど、それぞれの事情を考慮した対応をしていることを踏まえると、請求人の使用料の全部又は一部を減免することについて、同条に規定するその他特別の理由も認められない。

したがって、請求人の上記主張を認めることはできない。

(2) 上記第2の1(2)及び(3)の主張について

請求人は、上記第2の1(2)及び(3)のとおり、要領は、下水道条例の趣旨を極めて狭め、市長の裁量を不当に制限している旨を主張する。

しかしながら、要領第5章において定山溪温泉浴場水に係る使用料の減額の要件等を、要領第6章において融雪機器に使用する融雪用水に係る使用料の免除の条件等を規定していることが認められるところ、要領第5章及び第6章の規定は、これら以外に係る使用料の全部又は一部の減免を否定するものではなく、下水道条例第17条の規定に基づき、要領に規定がない事由について、市長が使用料の全部又は一部を減免することも可能であることから、請求人のこの主張も認めることはできない。

(3) 結論

上記のとおり、請求人の主張はいずれも理由がなく、その他本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長) 片 桐 由 喜

委員 中 島 正 博

委員 津 田 智 成